

高島市 見守りネットワーク事業

～人と人のつながりがある地域共生社会の実現を目指して～



健康福祉部社会福祉課
くらし連携支援室

令和6年3月1日 更新版

1. はじめに ～高島市が目指す地域共生社会とは～

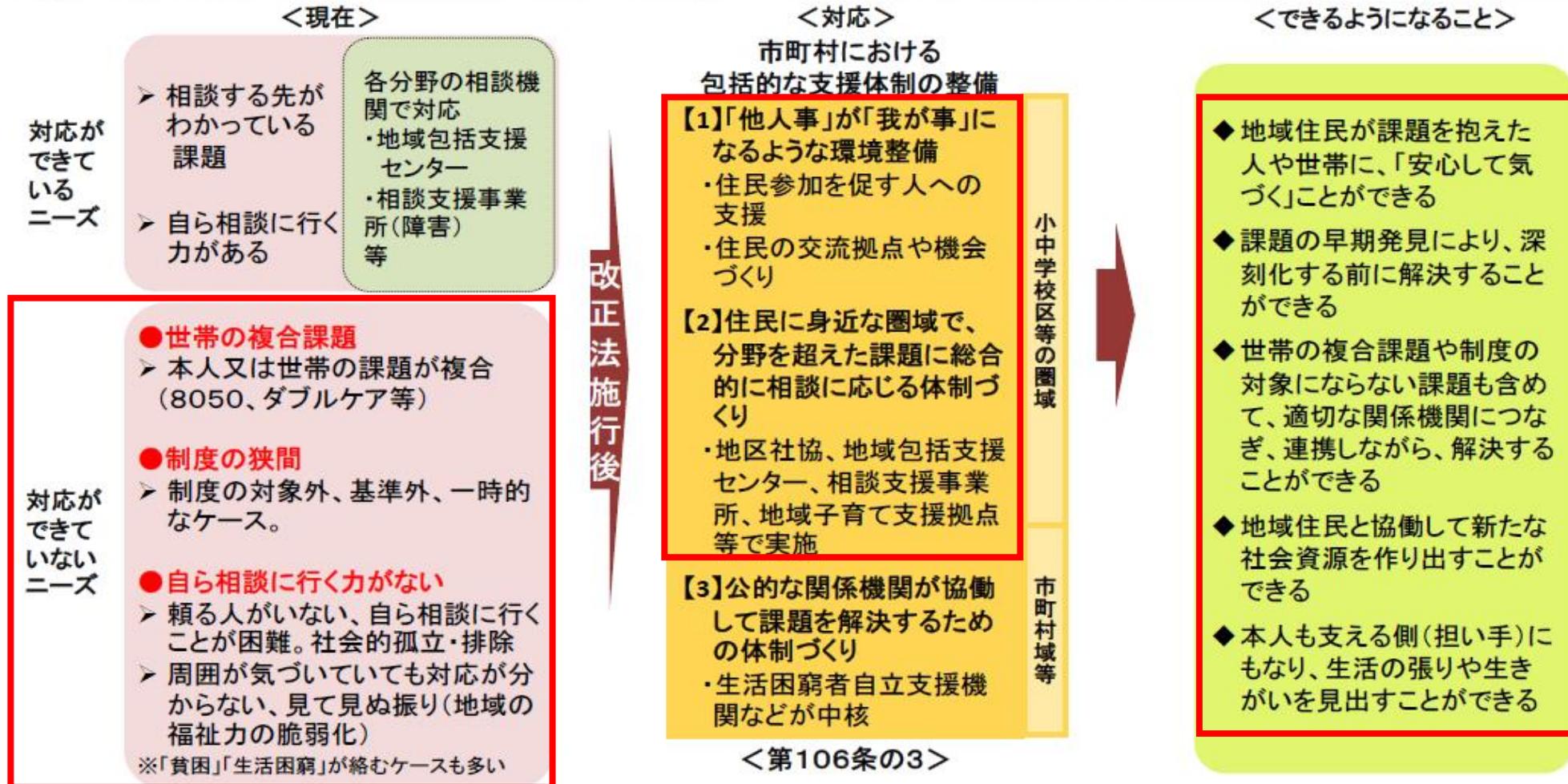
地域共生社会の理念

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

「ニッポン一億総活躍プラン」

地域共生社会と包括的支援体制が必要な背景

- ◆ 高齢、障害、児童等の各分野ごとの相談体制では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、地域の中で孤立（時には排除）しているケースなどを確実に支援につなげる。かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような仕組みづくりを行う。
- ◆ 既存の相談支援機関を活用し、これらの機関が連携する体制づくりを行う。



（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

○ 国、地方自治体の責務

※下線部は、2020年の改正・新設部分

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

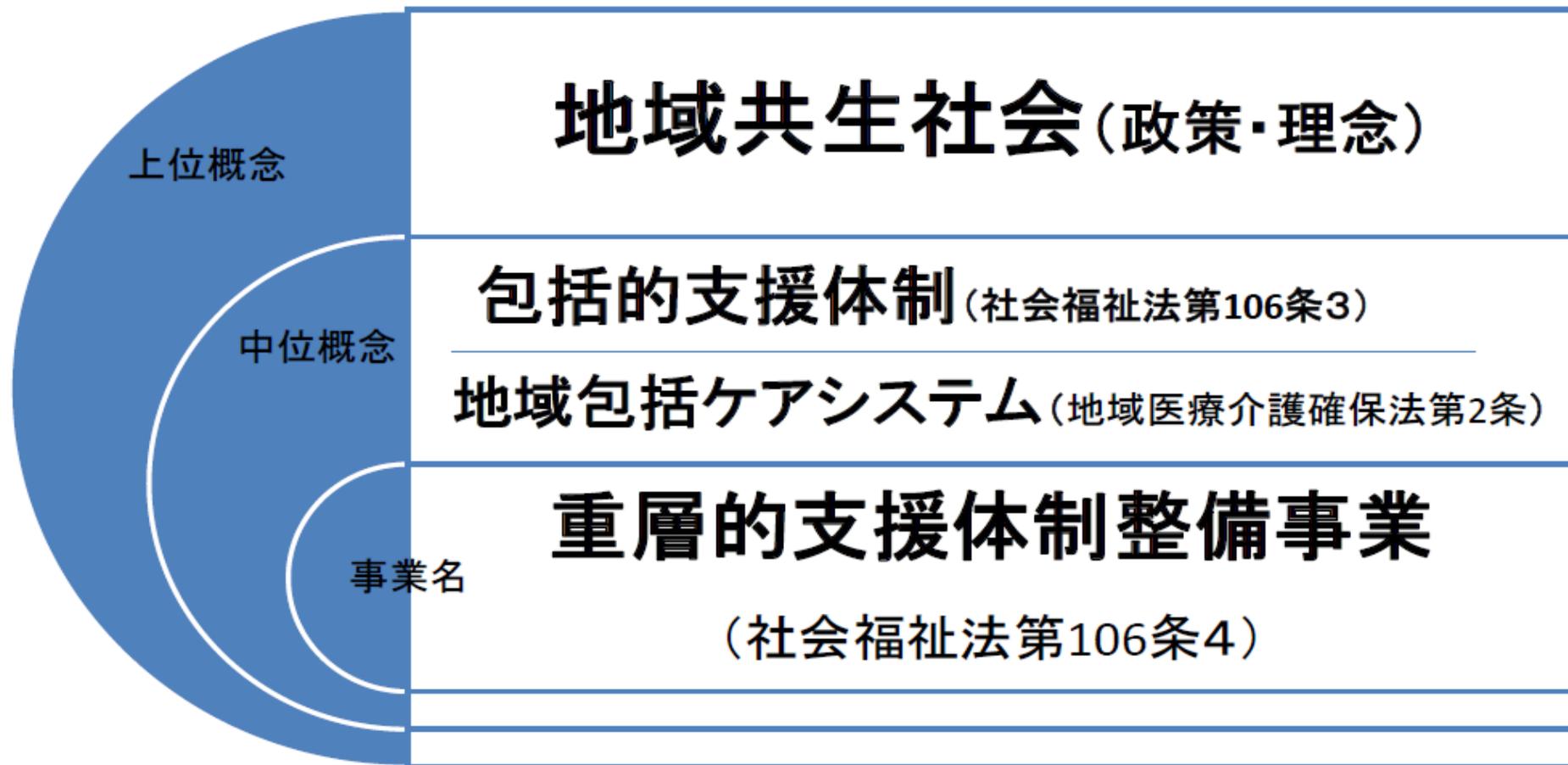
第6条（略）

- 2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。
- 3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において重層的支援体制整備事業（第百六条の四第一項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。）その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
（新設）

○国及び地方公共団体の責務である地域福祉の推進のための措置として、包括的な支援体制の整備を明示するとともに、当該体制の整備に当たって、保健医療、労働、教育、住まい、地域経済など地域再生など地域における多様な関係者との連携を意識する必要性を規定

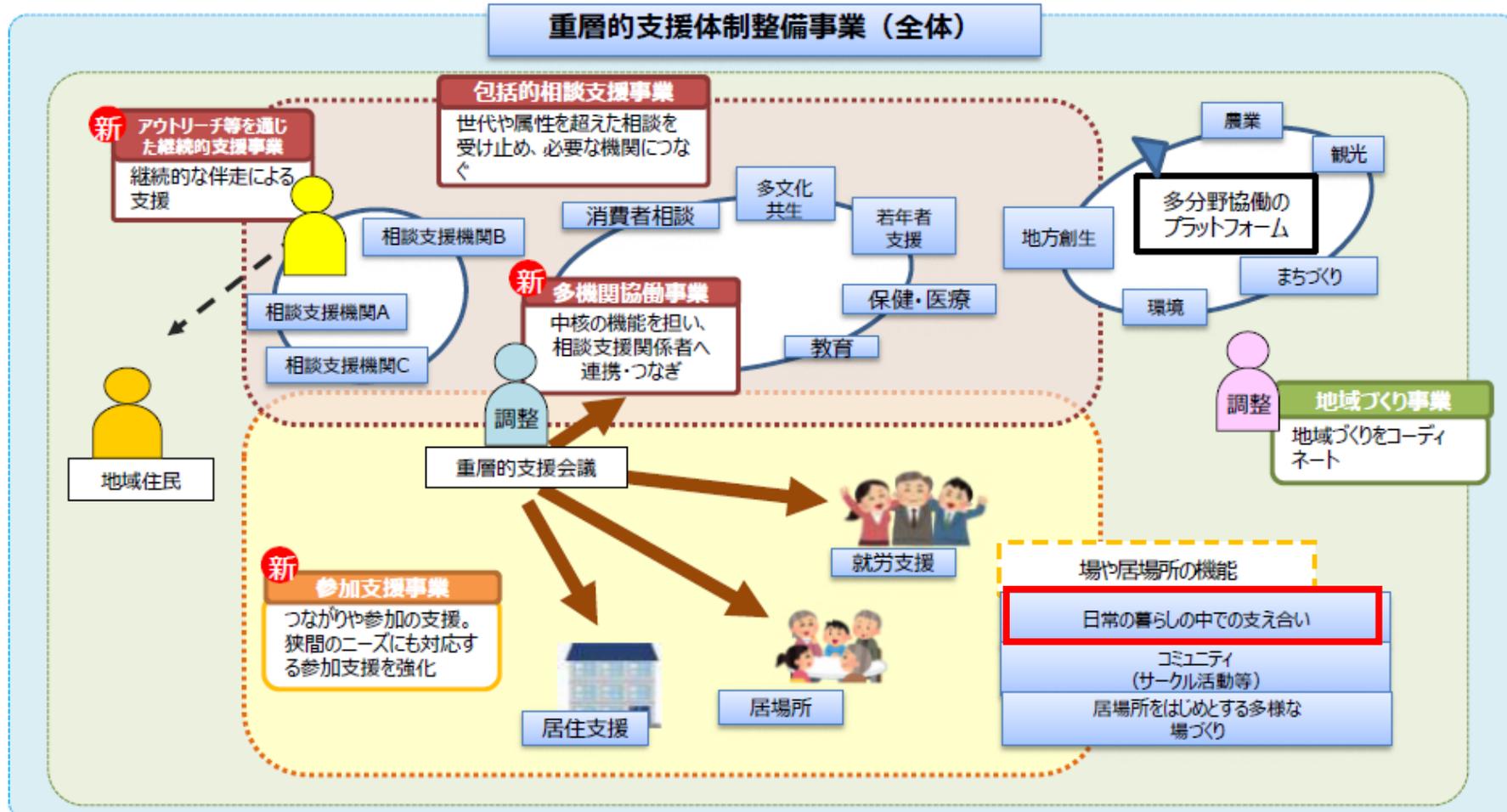
○重層的支援体制整備事業など各市町村における包括的な支援体制の整備に向けた取り組みが適正・円滑に行われるよう、国・都道府県による助言など後方支援の責務を規定

諸概念の整理



重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



2. 包括的な支援体制整備における地域づくり支援とは

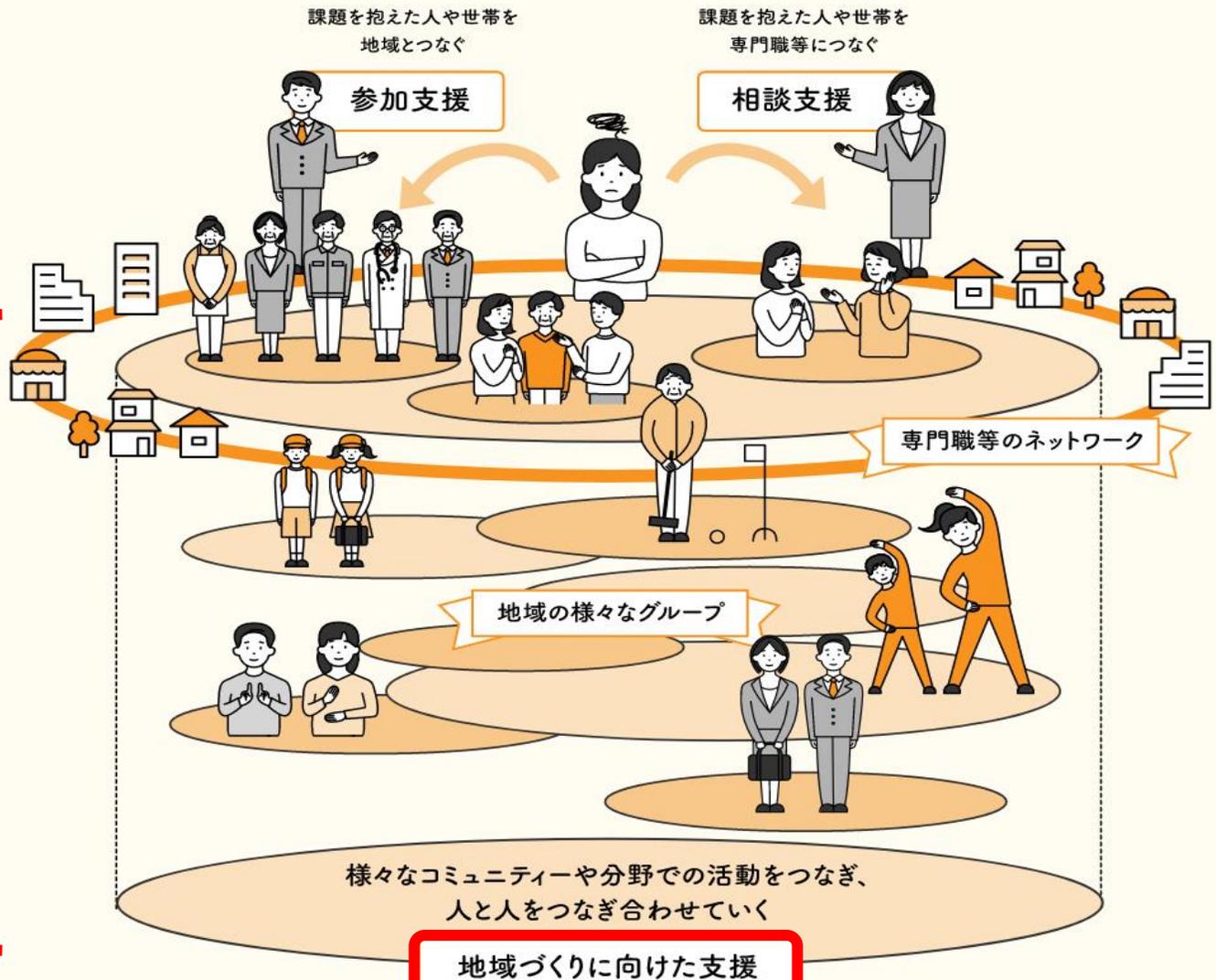
包括的支援体制整備における地域づくり支援とは

重層的支援体制整備事業のチームのイメージ
(厚生労働省 地域共生社会ポータルサイトより)

参加支援、相談支援は
地域づくり(に向けた支援)の
土台の上に、成り立っている。

じゃあ、改めて、
地域づくりって何だろう？

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



包括的支援体制整備における地域づくり支援とは

地域づくりとは？

わたしたちは、
地域の中で、
多様なつながりや
参加の機会が
確保されていて

支えあい
実感できる
「セーフティネット」
をつくりたい。

その基礎となるのは、
「人と人のつながり」

伴走型支援と地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築

- 伴走型支援を実践する上では、次に掲げる双方の視点を重視する必要がある。
 - ・「専門職が時間をかけてアセスメントを行い課題を解きほぐすとともに、本人と世帯の状態の変化に寄り添う継続的な支援」(専門職による伴走型支援)と、
 - ・「地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守り」

伴走型支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援
 - (※)自律・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民の気にかける関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、地域住民の気にかける関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人のつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー 地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域の中での支え合いや緩やかな見守りが生まれる
 - ー 専門職による伴走型支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくなるための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要。

包括的支援体制整備における地域づくり支援とは

人と人とのつながりそのものがセーフティネット

【高島の実践】
サロン、つどいの場、学校カフェ、
見守りネットワーク
活動と事業、
地域食堂 など

コミュニティー
ワーク

地域住民の
気にかける
関係性

つながり・支え合い

【制度や仕組み】
見守り会議、
福祉推進委員会、
住民自治協議会、
民生児童委員、
区・自治会 など

住民福祉
協議会

専門職による
伴走型の支援

寄り添い型の支援

【高島の実践】
子若、障がい、高
齢、困窮、健康等
の分野別支援、参
加支援 など

ケース
ワーク

【制度や仕組み】
分野別協議体、
個別会議、
センター連絡会、
庁内連携会議 など

くらし
連携会議

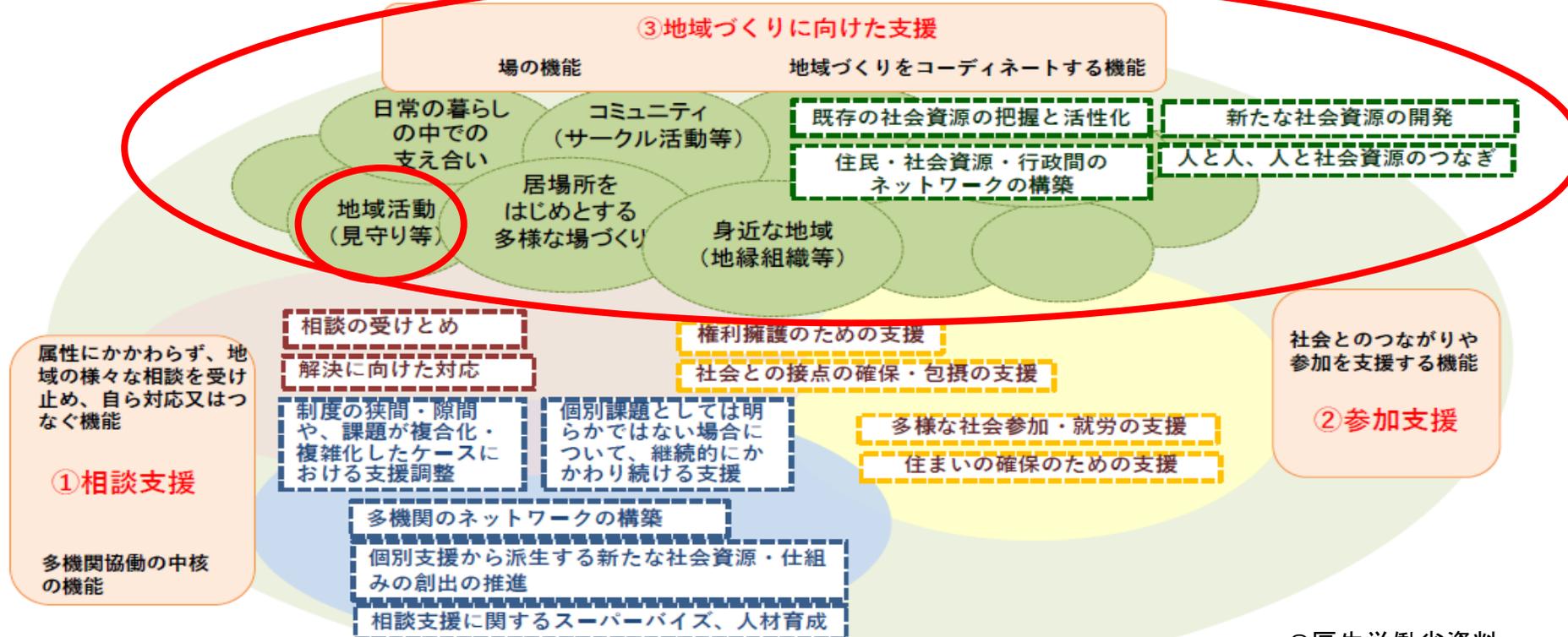
セーフティー
ネット連絡会

つながりそのものがセーフティーネット
(厚生労働省 地域共生社会ポータルサイトより)

包括的支援体制整備における地域づくり支援とは

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



ここが、
地域共生社会
を実現する
一番の入口

【キーワード】
社会的孤立
社会的包摂
予防的支援
地域で暮らす
地域移行
○福連携
家族機能の社会化
自立とは依存先を増やすこと

包括的支援体制整備における地域づくり支援とは

包括的支援体制における「地域づくり」の役割

- ・ 地域づくりは、個別支援を機能させるため、あるいは「**受皿をつくるための事業ではない**」
- ・ 行政からは見えないほど、ミクロな人のつながりの網の目が地域の中に何層もあることで「**人のつながりによるセーフティーネットをつくる**」ことで、目指す社会をつくること。
- ・ 地域の通いの場や当事者の集まりなど「**つながる場があることで参加を支援する**」こと。
- ・ 誰かが抱えている様々な問題に「**地域でつながっている誰かが気づく**」こと。
- ・ つながっている誰かが“そういうことなら相談できる窓口があるよ”とか“あの人なら相談に乗ってくれるんじゃないかな”と「**背中を押す役割を持つ**」こと。
- ・ 気負わずに「**つながり続けることで、状態の深刻化を防ぐ**」こと。
- ・ 小さな一歩（取組み）が「**地域にとって大きな意味を持つことを伝えていく**」こと。

3. 市と事業者の協定による 見守りネットワーク事業

見守りの必要性 (2014.4.1～)



平成26年3月26日協力事業者協定式の様子

- 高島市でも、少子高齢化や世帯の単身化などが進み、地域における日常的な見守りや生活面での手助け(買物、ゴミ出し、移動支援など)の必要な世帯が増加傾向にあります。これまで地域や家族の助け合いでできていたことが困難になる問題が顕在化しています。
- 地域とのつながりががないために、SOSを発信できずに孤立し、問題が深刻化する方もおられます。地域のすべての人がお互いを気にかけて、さりげない見守りやちょっとした手助けをきっかけに、一人ひとりの課題を早期に発見できるまちづくりをすすめる必要があります。
- 平成26年(2014)2月～ 見守りネットワーク事業【協力事業者募集】
4月～ 見守りネットワーク事業開始!

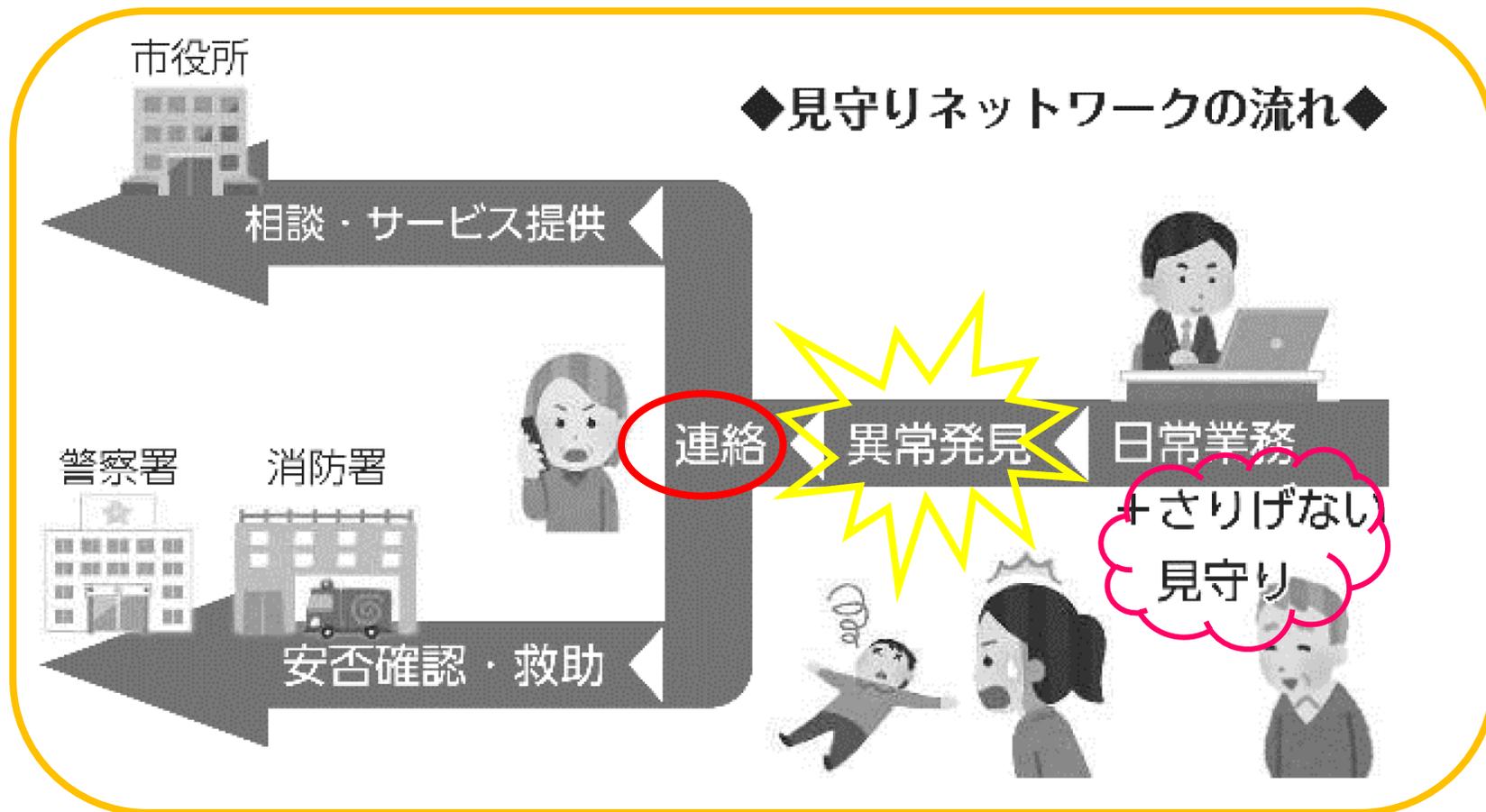
見守り事業・見守り協定とは

- ・ 地域の安全や安心のための「さりげない見守り」にご協力いただける企業や事業者の皆様が、地域での事業活動時に「何か異変を感じた」、「気になることを発見した」時に、必要な機関へ連絡いただき、連携して速やかに対応できる仕組みが「見守りネットワーク事業」です。
- ・ 事業の趣旨に賛同いただいた事業者様と市が「高島市見守りネットワーク事業実施要綱」に基づき、協定を締結します。
- ・ 協定により、市と協力事業者は相互に連携し、高齢者、障がい者、子どもたち等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、見守り活動を行います。

- ・ 現在、76協力事業者（R6.1月現在）



ネットワーク事業の流れ



協力事業者向け説明会・通信

- 令和2年の冬。事業開始から数年経過する中で、ある事業所さんから「うちが協定を結んでいることを、知らない従業員がいると思う」との声をお聞きする。
- また、市と市社協による話し合いの中でも「この事業、きちんと機能していないかも？」の声。しかし時はコロナ真っ只中。協力事業者さんが一堂に会する場も持ちにくい…。どうしよう…。

➡ **事業者さんの希望を聞き、個別に説明会をすることに！**

令和3年(2021)	説明会実施	5事業者
令和4年(2022)	説明会実施	10事業者(新規4件含む)
令和5年(2023)	説明会実施	8事業者(新規4件含む) ※1月31日現在

➡ **更に今年度からは、通信も発行。気にしてもらえる仕掛け！**

「発行」
高島市健康福祉部
高齢者支援課・社会福祉課くらし連携支援室
高島市社会福祉協議会 地域福祉課
高島市社会福祉協議会 地域福祉課
〒おおい-むかひ4-1-1 連携支援室へ
☎0740-25-8120
【2023.10 第1号】

見守りネットワーク通信

たかしま

☆協力事業者の皆さんへ

日頃から、見守りネットワーク事業にご協力いただきありがとうございます。皆さんのさりげない見守りや気づき、困りごとの早期発見・早期対応につながっています。

現在、市内外 72の協力事業者様と市が協定を締結し、地域に広がる見守りネットワークを構築していますが、なかなか取り組みをお伝えする機会がありませんでした。

そこで、今年度から新たに年1回の通信を通して皆さんへ、情報発信させていただくことになりました。引き続きご協力よろしくお願いいたします。

①おかしいな?異変発見!!
「ちょっとした異変?何もないかも…」
でも相談を!!
●事業所の前をウロウロしていた。声をかけてみると「家に帰りたい」と話された。

③市役所
●ご本人宅を訪問し、ご家族から話を伺うと、本人が認知症で対応に困っているとのこと。利用できるサービスを紹介します。

ご連絡いただいた事例を紹介します!

②連絡
●本人が自宅に居られず困っておられた。偶然本人を知っている従業員がいたので、自宅まで本人を送り届けてくださった。
●状況について市役所に連絡が入る。

④市役所
●ご本人宅を訪問し、ご家族から話を伺うと、本人が認知症で対応に困っているとのこと。利用できるサービスを紹介します。

➡ 日常の業務 + さりげない見守り → ①おかしいな?異変発見!! → ②連絡 → ③市役所 → 相談サービス提供 → 現在、介護保険サービス(ケアサービス)を利用

掲載事業者さん募集
見守りネットワーク通信第2号(令和6年秋頃)は、市役所へ実際ご連絡いただいた事業者さんからの声を掲載させていただきたいと考えています。掲載をご希望される場合は、是非ご連絡ください。

7千情報
近い未来、65歳以上の約5人に1人が認知症になると言われています。
●財布をどこにしまったか…?
●今は何曜日だったか…?
「認知症ケアの4つの手法」
見 認知症の方と同じ視線にすること、適度な距離で見つめること、正面から相手を見ること
話す 相手に聞こえる程度の大きさ、前向きな言葉を選ぶ
触れる 広い面積で触れる、つままない、ゆっくと手を動かす
立つ 立つ機会・時間を適度に設ける
(出典:マイナビ介護のみらいラボ)

最後に・・・ 説明会参加者さんの声



- ・さりげない見守り活動、組合員さんだけでなく、市民のみなさんに目を向けていく。
- ・組合員さんもそうですが、地域の方にもし異変（外で倒れていたたり）があればすぐ対応する。
- ・市や社協さんと連絡を取り合い連携したいと思います。
- ・自分だけではなくて、誰かに知っておいてもらう。
- ・リーダー等に情報を連絡し、共有することが大事だなと思いました。自分一人で解決しようとしません。
- ・異変を感じたらすぐ連絡する。抱え込みすぎず。
- ・なげやりになりそうやけど、頑張る。
- ・私たちから「見守りネットワーク」があると組合員さんに伝えて、困りごとを聞く。

2023.10.16 生活協同組合コープしが 高島センター